

京都市上下水道局告示第6号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成30年5月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市西京区大原野上里南ノ町175番地

株式会社トヨシマ

代表取締役 豊嶋 一俊

(2) 指定期間

平成30年5月10日から平成32年3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都市西京区大原野上里南ノ町175番地

有限会社豊嶋設備工業所

代表取締役 豊嶋 一俊

(2) 廃止届出年月日

平成30年4月16日

(上下水道局下水道部管理課)